

岡山市中山間地域等の実態把握調査業務仕様書（案）

1 業務趣旨

（1）業務目的

岡山市では、平成27年度に新たな総合計画を策定する予定にしています。地域の特性を踏まえた地域づくりの基本的な方向性などを示すためには、素案を審議する過程において検討資料となる中山間地域等（※）の様々な実態やその分析結果が必要となります。

また、中山間地域等における急速な高齢化や人口減少及びそこから派生する様々な課題に対応し、心豊かな生活を確保するためには、地域ごとに異なる条件や住民意識を整理、分析して有効な施策を検討することが必要となります。

そのため岡山市中山間地域等の実態把握調査業務では、新たな総合計画の基礎資料となる地域情報の収集・集計・分析にとどまらず、課題解決や地域支援の方向性・スキームを示すことを最終目的としていることから、効果的な実態調査となるよう、調査項目検討の考え方、調査手法、調査対象者などを企画提案で求めるものです。

（※）中山間地域等とは・・・国の地域振興立法の指定地域、農林水産省が農業地類型区分で設定する中間・山間農業地域、人口減少率等が過疎要件と同水準の地域などの本業務の調査地域（小学校区） 別添資料2

（2）業務対象地域

業務対象地域は、岡山市が小学校区単位で指定する地域とする。

（3）期間

契約締結日から平成27年11月30日（月）まで

（4）担当課

岡山市政策局事業政策課

※4月1日以降は「政策企画課」となります。

2 業務内容

（1）計画準備（提案した企画内容に関する協議や検討など）

ア 調査項目の作成

企画提案した調査項目検討の考え方に基づき、具体的な調査項目を岡山市と協議しながら作成すること。

イ 調査手法、対象世帯、調査数などの詳細協議

企画提案した調査手法、調査対象世帯の選定、調査数、回収数の向上に関して必要となる調整事項を協議すること。

ウ 資料作成等

岡山市の内部検討に必要な資料を作成するとともに、必要に応じて検討会にも出席し、資料の説明を行うこと。

エ 調査票等の作成

調査票を作成すること。また、郵送で調査する場合の封筒（返信用含む）も受託者が作成すること。

※提案にあたっての条件

- ・提案する調査項目検討の考え方とは別に、公示（別添資料1）「調査必須項目」として岡山市が指定する調査項目があります。
- ・調査対象区域は公示（別添資料2）「調査対象区域」に掲げたエリアとします。
あらかじめ統計情報などにより現状を把握したうえで目的を達成するのに効果的な調査手法等を検討すること。
- ・調査対象は小学校区の代表者（連合町内会長）は必須とし、それ以外に目的を達成するのに効果的な調査対象者の選定方法を検討すること。
- ・調査対象数は各小学校区の世帯数割合を基本とし、全体で1000世帯以上の調査を行うこと（ヒアリング、用紙記入は問わない）。

（2）調査の実施

ア （1）で検討した内容に基づき調査を実施すること

※小学校区の代表者への事業周知は岡山市が協力します。

※調査票を郵送する場合、返送先は「岡山市政策局事業政策課（*）」とする。

（*）新年度での課名変更の場合は新名称で対応すること。

（3）調査結果の分析及び課題解決のためのスキーム検討

ア 調査結果の分析

- ・地域の特色やニーズや課題を抽出するため調査結果を詳細に分析すること。

イ 課題解決や地域支援の方向性・スキームの提示

- ・分析結果に基づき、課題解決や地域支援の方向性・スキームを示すこと。
- ・方向性・スキームを示すにあたり、上位計画や他自治体の事例について整理すること。

（4）業務実施に求められるもの

ア 市内の中山間地域等の基礎情報（おおよその現状、地形、風土、イベント、合併経緯など）を保有し、土地勘に明るいこと。

イ 対象者へ聞き取り調査等を行う場合、対象者の都合の良い時間に柔軟に対応できる組織体制であること。

ウ 緊急案件等について迅速な対応ができること。

3 委託成果品

(1) 実施事業にかかる事業報告

以下の内容をまとめた事業報告について報告すること。

ア 実施事業

- ・事業内容
- ・調査対象、調査手法、調査項目とその理由

イ 事業結果

- ・事業結果（回答の集計、分析結果〔全体・地区別〕）
※クロス集計を行い、効果的なグラフ等を用い分かりやすい資料を作成すること。
データ作成は Microsoft Excel 等を使用すること。

ウ 分析に基づく課題解決や地域支援の方向性・スキーム

- ・課題解決や地域支援の方向性・スキーム
- ・方向性・スキームを実現するうえでの課題など。
- ・他都市の事例

(2) 成果品の提出時期と支払について

- ア 上記3(1)ア、イについては、平成27年8月31日(月)までに成果品として納品することとする。なお、上記3(1)イの詳細な分析結果の提出が間に合わない場合、岡山市との協議により一旦、分析概要を納品することとする。それに対して岡山市が実施する検査への合格をもって、契約額の2分の1(小数点以下切捨て)を支払うこととする。
- イ 上記3(1)ウについては、平成27年11月30日(月)までに成果品として納品することとする。なお、(2)アで分析概要を納品した場合、詳細な分析結果等も併せて納品することとする。岡山市の定める委託完了届を提出し、岡山市の実施する検査への合格をもって本事業を完了したものとし、契約額の残額分を支払うこととする。

(3) 成果品の帰属

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- ア 本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与および公表してはならない。
- イ 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) 納品形式・数量等

事業報告はA4版（正副2部）と電子資料としてCD-Rで提出すること。

4 本業務の基本的事項

（1）法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- ア 岡山市契約規則
- イ 岡山市個人情報保護条例
- ウ その他の関係法令

（2）費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本業務委託概要に記載のないものであっても原則として受託者の負担とする。

※調査書作成代、調査を郵送でする場合の郵送料（往復）・封筒代・印刷費用、回収率を高めるために必要となる費用、調査を聞き取りで行う場合の交通費や電話代等を含む。

（3）秘密の保持

- ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- イ 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ウ 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

（4）貸与資料

- ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に貸与するものとする。
- イ 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

（5）協議

- ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- イ 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものと

- する。なお、変更による工期は別に定めるものとする。
- ウ 業務責任者及びその他の従業者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明確にし、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

（６）作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

（７）第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（８）損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

（９）その他

- ア 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後、速やかに打ち合わせ記録を作成・提出し岡山市の承認を得ること。
- イ 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。
- ウ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。
- エ 業務責任者は、岡山市からの変更要望または岡山市の承認がない限り、変更できないこととする。
- オ 業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。